

人事・労務に役立つ情報満載！

# ニュースレター

by 金ちゃん先生



1  
2021

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘 1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail [bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp](mailto:bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp)

発行日：2020年12月23日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算136号



耳寄り情報1

◆身近な労働法の解説22 — 衛生委員会 —

一定規模以上事業場は労働安全衛生法（以下「安衛法」）に基づく衛生委員会の設置義務が有ります。

## 1. 衛生委員会を設置する事業場（安衛法 18条1項）

衛生委員会は、全業種について、当該事業場において日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数が50人以上の場合に設置する義務があります。

衛生委員会では、労働者についての①～④に関する調査審議させます。

- ① 健康障害を防止するための基本となるべき対策
- ② 健康の保持増進を図るための基本となるべき対策
- ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るもの
- ④ 前①～③に掲げるもののほか、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項※

※重要事項の例（詳細は安衛則 22 条（衛生委員会の付議事項）参照）

衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立  
長時間にわたる労働による健康障害の防止を図るための対策の樹立  
労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立

## 2. 衛生委員会のメンバー（安衛法 18条2項）

- |   |
|---|
| ① 総括安全衛生管理者、または当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者、もしくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者1名（議長） |
| ② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者   |
| ③ 産業医のうちから事業者が指名した者   |
| ④ 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者                                 |

議長以外の委員の半数については過半数労組（過半数労組がない場合は労働者過半数代表者）の推薦に基づき指名しなければならない。つまり議長以外の委員の半数は労働者代表の推薦に基づき指名しますので、使用者側2名（②③）、労働者側2名（④）に議長（①）を加えた5名体制が衛生委員会最少メンバーです。

## 3. 衛生委員会の会議（安衛則 23条）

- ・毎月1回以上開催しなければなりません。・委員会の運営について必要な事項は、委員会が定めます。
- ・委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を、常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける、書面を労働者に交付するなどして労働者に周知させなければなりません。
- ・委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、3年間保存しなければなりません。

## 4. その他

安全委員会および衛生委員会を設置する業種・規模の場合、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます（安衛法 19条）。

労働者数が50人未満の事業場など、安全委員会・衛生委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全または衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません（安衛則 23条の2）。

# 黒川建設事件 東京地裁平成13年7月25日判決

## 【読むポイントここだけ】

この判決は、親子会社の関係にある2つの会社の子会社の方に雇用された労働者は、親会社に対して、法人格否認の法理により、労働契約上の責任を追及することができる場合があるとしました。

## 【事案の概要】

- (1)子会社に期間の定めなく雇用されていた。
- (2)親会社は子会社の財産を実質上支配、管理していた。
- (3)子会社を退職した後、親会社に対して、未払賃金及び未払退職金の支払を請求した。

## 【判旨 判決の要約】 一部認容、一部棄却

- (1)法人格が全くの形骸に過ぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用される場合には、法人格を否認すべきである。
- (2)法人格が全くの形骸に過ぎないといえるかは、当該会社の業務執行、財産管理、会計区分等の実態を総合考慮して判断する。
- (3)子会社は、親会社の一事業部門と何ら変わるところがなく、会社としての実体はもはや形骸化していた。

## 【関連裁判例】

最高裁判決平成10年9月8日（安田病院事件）

当該労働者と形式上は労働契約の相手方ではない主体との間で黙示の労働契約成立を認めました。

## 【解説・ポイント】

- (1)法人格否認の法理とは、法人格の独立性を形式的に貫くことが正義・衡平の理念に反する場合に、その事案に限って会社の法人格の独立性を否定することによって、妥当な解決を図る法理のことをいいます。
- (2)裁判例の中には、法人格否認の法理を個別的例外的な救済という位置づけをして、その適用を限定しようとするものがあります。そのため、法人格否認の法理が、すべての事件で統一的に適用されるわけではないことに注意が必要で

## 金ちゃん先生の一言

「形骸化した子会社に雇用されていた従業員は、親会社に労働契約上の責任を追及することができる場合があるという訳ですね…。」

～コロナ禍のせいで！？ネタ無く、金ちゃん先生行状記を休載します。来月は必ず掲載を！～

## 運用 要確認

### 情報通信機器を用いた医師による面接指導の実施について 通達を発出(厚労省)

厚生労働省から、「情報通信機器を用いた医師による面接指導の実施について」という通達が公表されました。労働安全衛生法に基づく面接指導は、情報通信機器を用いて行う（リモートでの面接指導）ことも可能ですが、その際の留意事項をまとめた通達です。

- (1) 事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者が業務に従事している事業場に関する事業概要、業務の内容及び作業環境等に関する情報並びに対象労働者に関する業務の内容、労働時間等の勤務の状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならないこと。
- (2) 面接指導に用いる情報通信機器が、以下の全ての要件を満たすこと。
  - ① 面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること。
  - ② 情報セキュリティ(外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止)が確保されること。
  - ③ 労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものでなく、容易に利用できること。
- (3) 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等について、以下のいずれの要件も満たすこと。
  - ① 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。
  - ② 情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。
- (4) 情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。

★成長戦略会議実行計画(令和2年12月1日)で、ポストコロナ時代における「新たな日常」の早期実現に向けて「テレワーク時の健康確保について、テレワークガイドラインで、リモートでの面接指導を企業が柔軟に選択することができる旨を明確化する」としています。テレワークの定着に向けて、リモートでの面接指導も重要視されています。

## 要注意

### なりすましメールによるウイルス感染被害(個人情報保護委員会が再び注意喚起)

個人情報保護委員会から、「Emotet(エモテット)」というウイルスに感染し、メールアドレスやメール本文等の情報が漏れいする事案の報告が再び増加してきています」として、再び注意喚起がありました。その内容を抜粋して紹介します。

#### .....なりすましメールによるウイルス感染被害 注意喚起のポイント.....

これまでではメールに Emotet の感染を引き起こす Word 形式のファイルが添付されていましたが、新たにパスワード付き ZIP ファイルを添付し、パスワードはメール本文中に記載されているケースが確認されています。

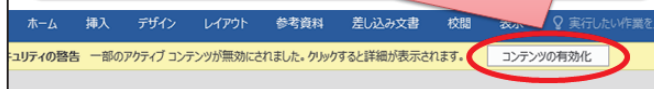
この手口では、添付ファイルが暗号化されていることから、メール配送経路上でのセキュリティ製品の検知・検疫をすり抜け、受信者の手元に攻撃メールが届いてしまう可能性が高まるため、より注意が必要です。

#### 【パスワード付き ZIP ファイルから Emotet 感染までの流れ】

- ①メールの添付ファイルをPCに保存
  - ②メールに記載されているパスワードを使って ZIP ファイルを解凍すると Word 文書ファイルが出力される
  - ③Word 文書ファイルを開く
- ▶▶ 「コンテンツの有効化」ボタンをクリックすると感染！

#### 注意！

このパソコン上で、文書ファイルに埋め込まれているマクロ(プログラム)等の実行を許可するという意味のボタン。このボタンをクリックすると、悪意のあるマクロが動作し、ウイルスに感染させられてしまう。



出典: 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)

次ページに続く

## 豆知識情報

### 年少者、妊産婦等 ①未成年者の労働契約等(法58)

#### 未成年者の賃金請求権

「未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代わって受け取ってはならない。」とされています。



### <以上を踏まえた注意事項>

引き続き、なりすましメールに警戒するとともに、次のような点について注意することが必要。

- メールアドレスのドメイン(@以降の部分)が今までと同じか確認する。
- メール本文を確認せずに、添付ファイルを開かない。
- 不審なリンクはクリックしない。
- 信頼できるものと判断できない場合、「コンテンツを有効化」ボタンをクリックしない。

★不審なメールを削除するようにすれば済むことですが、手口が巧妙化していることから、うっかりして開いてしまうこともあります。前記のような手口があることも知っておき、どこかの段階で立ち止まれるようにしておくことが重要です。社員にも注意喚起しておきましょう。

改訂済 要確認

## 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました④

今回は、健康管理等を紹介します。

### ◆健康管理

- ・使用者は、労働安全衛生法に基づき、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックやこれらの結果に基づく事後措置等を実施しなければならない。
- ・使用者の指示により副業・兼業を開始した場合は、原則として他社との情報交換により、難しい場合には労働者からの申告により他社の労働時間を把握し、自社の労働時間と通算した労働時間に基づき、健康確保措置を実施することが適当である。
- ・使用者が労働者の副業・兼業を認めている場合は、健康保持のため自己管理を行うよう指示し、心身の不調があれば都度相談を受けることを伝えること、副業・兼業の状況も踏まえ必要に応じ法律を超える健康確保措置を実施することなど、労使の話し合い等を通じ、副業・兼業を行う者の健康確保に資する措置を実施することが適当である。



### ◆労働者の対応

- ・労働者は、自社の副業・兼業に関するルールを確認し、そのルールに照らして、業務内容や就業時間等が適切な副業・兼業を選択する必要がある。
- ・労働者は、副業・兼業による過労によって健康を害したり、業務に支障を来したりすることがないように、自ら業務量や進捗状況、時間や健康状態を管理する必要がある。
- ・他社の業務量、自らの健康の状況等について報告することは、企業による健康確保措置を実効あるものとする観点から有効である。

★政府は、成長戦略会議実行計画（令和2年12月1日）で「労働時間の自己申告制を設け、申告漏れや虚偽申告の場合には、兼業先での超過労働によって上限時間を超過したとしても、本業の企業は責任を問われないことなどが明確化されている」と説明しています。健康管理についても自己申告・自己管理ができる労働者でないと副業・兼業には向かないといえます。企業としては、自己管理ができない労働者には、副業・兼業を認めない、いったん承認しても取り消すことができるように運用していくことが重要なポイントです。

お仕事  
カレンダー  
1月



1/12

- 2020年12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

1/20

- 納期特例適用分の2020年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付

2/1

- 2020年12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 2020年11月決算法人の確定申告と納税・2021年5月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 2021年2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 労働保険料の納付（延納第3期分）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満/2020年10月～12月分）
- 法定調書の提出（税務署）
- 給与支払報告書の提出（市区町村）

◆あしがき◆

### 謹賀新年

今年こそ 役に立つネタ 興味 湧く記事ばかり 掲載するぞ

金ちゃん先生のちょっと自慢は開業月から1回も休まずこのニュースレターを継続掲載して来たことですが…、一面内容がマンネリ気味だと自省！⇒少しでも新ネタを志向します！